

令和5年10月

## 新宮高等学校図書館 資料の寄贈について(お願い)

図書館への寄贈を検討頂き、ありがとうございます。誠に勝手ながら、寄贈に関しては、事前に知って頂きたいことがありますので、下記参照下さい。

・書架の空きには限りがあります。また、日常業務を行いながらの受入作業となるため、寄贈資料が大量(10冊以上・箱詰めなど)となる場合、必ず図書館担当まで事前に連絡下さい。

・郵送での寄贈を希望される場合、送付時の梱包ならびに送付に係わる費用について、図書館が負担することはできません。また、図書館からご自宅等へ引取に伺うこともできません。

・資料については、刊行から数年で廃棄の対象となるものがあります。事前に、資料が規準内であるかの確認をお願いします。ただし、郷土に関する資料は例外となる場合があります。  
(参考：[学校図書館図書廃棄基準](#) (全国学校図書館協議会作成・2021年12月1日改訂))

・所蔵が既に複数冊あると確認されたなどの理由で、寄贈頂いた全ての資料を受入できないことがあります。

所蔵している資料については、オンライン蔵書検索に対応しています。学校HP内、図書館の項目からリンクを参照ください。

・寄贈後については、図書館の規準によって、管理(展示替え・廃棄含みます)することを了承ください。また、受入しないと定めた本については、学校行事(特に文化祭)等で、生徒や教職員・一般来場者等へ供給することがあることをお知りおきください。